

# 西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

## 占出山町だより



2010年2月号

寒い日が続きましたが、寒さも底を打ったようで、もう少しで春。

春よ来い！の心境ですね。

今回は、年金額を試算するとき、のポイントについてお話しますね。



2月号目次

☆ 私の貰える年金は？



☆ 私の貰える年金は？

厚生年金や、国民年金、加入はしているものの、はたして、年金を貰う年齢になった時、私の年金額はいくら？どこで聞けばわかるの？と疑問に思っておいでの方も多いのではないかと思えます。

将来貰うべき年金の金額、年金の見込み額は、お住まいの近くの年金事務所（元の社会保険事務所です）か、年金相談センターで、依頼すれば試算してくれます。

将来の生活規模を設計して行く上で、年金がいくら貰えるのか？というのは、基本的に知っておきたいですね。

でも、見込み額を試算して貰う場合に、忘れないでいただきたいポイントが二つあります。

### ●ポイントその1

見込み額は、あくまでも見込み額だ、ということをしっかり頭に入れておいてください。

今、あなたは、そんなこと十分承知しているわい！大丈夫だい！と思っておいでかも。

でも、これが、大事なポイントなんです。

数年先の年金見込み額の試算を依頼した場合、時間の経過とともに、殆どの方が、**試算された見込み年金額を確定された年金額**と勘違いしてしまう傾向があります。

年金の見込み額を計算するときは、さまざまな条件を設定して試算します。でも、見込み額の数字だけが、頭の中に残り、条件を置き去りにして独り歩きをしてしまうのです。

年金の見込み額を試算して貰った時は、試算の基礎となった条件の、見込み額だけでなく、しっかり年金見込み額計算書に書いておきましょうね。

### ●ポイントその2

これは、60歳以降で、働かれる方の中で、1年契約で毎年更新し、更新時に向こう1年  
(裏面へ続く)

のお給料や、勤務日数、勤務時間を協議する、という働き方をなさる方に、注意していただきたいことです。上記のような方が、年金の見込み額を試算して貰う場合、年の経過とともに、毎年会社から提示されるお給料の額は下がってゆくと想定しておいたほうが、よいということです。

老齢厚生年金の年金額は、標準報酬月額と厚生年金保険料を支払っていた期間を元に計算されますので、60歳を越えた位で、その時点でのお給料額で、将来の年金額を試算した場合、65歳に近づくにつれて、試算時の給与額と実際の給与額に差異が生じ、年金の見込み額と実際貰える年金額との差も出てくるということになります。

#### \*西尾のアドバイス

これは、あくまで私の私見ですが、お給料がこのぐらいに下がったら辞めようかな？と思う金額で最初から年金の見込み額を試算して貰うと、差異が大きくなるのではないかと、少なくとも、見込み額より実際の年金額がちょっと上、ということになり、びっくりなさらないのではないかと思います。

ポイント1でも書いたことですが、見込み額を試算したら、かならずその試算の条件を、見込み額計算書に、書いておいてくださいね。

最後に、しつこいようですが、

見込み額は、あくまでも、見込み額ですよ。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

#### 特定社会保険労務士&年金コンサルタント

## 西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586      メール [nishio@nishio-sr.com](mailto:nishio@nishio-sr.com)

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間      午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

#### 西尾 雅枝

